

# ジビエペットフードの製造に関するアンケートのしおり

現在我が国では、シカやイノシシ等の野生鳥獣による農作物の被害が農山村に深刻な悪影響を及ぼしていることから、農林水産省では鳥獣被害対策を進めております。捕獲された野生鳥獣のジビエ利用の拡大は、農作物に被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲数の増加につながり、非常に有効な対策の1つとなっています。

このことから、安全性を確保しつつジビエ利用を拡大するための施策の検討やジビエ原料を使用したペットフード製造事業者様を対象とした統計調査実施のため、ペットフードを製造されております事業者の皆様へのアンケートにより、ペットフードの原料にジビエを使用されている事業者様の数や取扱量などの実態把握を行うものです。

ご回答いただいた個々の事業者様の情報は厳格に管理するとともに、安全なジビエ利用の拡大検討以外の目的で利用することはございません。

なお、本調査へのご回答及びご回答後の内容確認で下記番号よりお電話を差し上げる場合がございます。

●0120-926-561      ●03-6774-0232      ●03-6733-5728

また、以下に該当する方は、お手数おかけいたしますが、裏面記載の問合せ先へお知らせください。

●廃業/休業している      ●対象事業を営んでいない

ご多用中誠に恐れ入りますが、アンケートの趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

## アンケートの対象

ペットフードを製造  
している事業者の皆様



## アンケートの内容

- ◆ ペットフードの原料としてのジビエ利用の有無
- ◆ 取扱数量 など

## (参考情報)

### ① 野生獣肉を使用したペットフード利用について

- ・ 野生獣肉のペットフード利用を検討されるみなさまへ

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/pdf/gibier\\_petfood.pdf](https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/pdf/gibier_petfood.pdf)

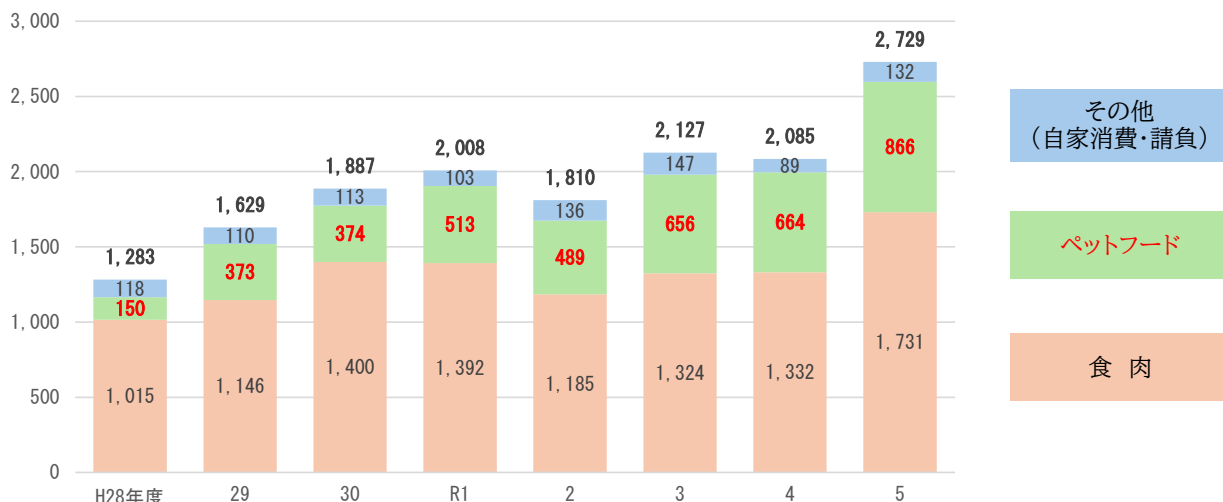
- ・ 安心・安全なジビエペットフードのために

～ジビエペットフード原料に関するマニュアル～

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/attach/pdf/index-19.pdf>



### ② 食肉処理施設で処理された有害鳥獣のジビエ利用量の推移



[出典]野生鳥獣資源利用実態調査

## アンケートの方法

アンケートは以下の方法により実施します。

- ◆ 農林水産省が委託した株式会社サーベイリサーチセンターからアンケート用紙を郵送で配布します。
- ◆ ご回答は、アンケート用紙に記載の URL、QR コードから、お手持ちのパソコン、スマートフォン、タブレットからオンラインでご回答いただけます。
- ◆ お手元に届いたアンケート用紙に直接ご記入いただき、ご返送していただく方法もございます。
- ◆ 電子メールでのご回答をご希望の方、廃業・休業・対象事業を営んでいない方は、下記問い合わせ先にご連絡ください。

電話:0120-926-561

メール:gibier\_petfood@surece.co.jp

## アンケートの記入の仕方

問1 すべての方にお聞きします。現在もペットフードの製造を行っていますか。

あてはまるもの1つに「○」を記入してください。

- |                                         |                                                                                  |
|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 現在もペットフードの製造を行っている<br>→問2-1へお進みください。 | 2. 現在はペットフードの製造を行っていない<br>(今後も製造する予定(意思)はない場合を指します。)<br>→アンケートは終了です。ありがとうございました。 |
|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|

問2-1 問1で「1」と回答した方にお聞きします。これまでに製造したペットフードの原料にジビエ(シカ、イノシシ等)を使用したことがありますか。あてはまるもの1つに「○」を記入してください。  
※輸入しているジビエ原料は除く(以下、同じ)。

- |                                  |                                |
|----------------------------------|--------------------------------|
| 1. 使用したことがある<br>→問3(裏面)へお進みください。 | 2. 使用したことがない<br>→問2-2へお進みください。 |
|----------------------------------|--------------------------------|

問2-2 問2-1で「2」と回答した方にお聞きします。今後、ペットフードの原料にジビエを使用する予定はありますか。あてはまるもの1つに「○」を記入してください。

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1. 今後使用する予定がある | 2. 今後使用する予定はない |
|----------------|----------------|

裏面にお進みください。

アンケートは以上で終了です。  
ご協力ありがとうございました。

農林水産省

1

### 現在の状況について

- 今回のアンケートは、ペットフード製造業の届出を行っている方に送付しています。
  - 現在は製造をしていない、今後も製造する予定もない場合は、②に「○」をつけてください。
- ※ ペットフードの製造業を廃止している場合は、廃止の届出が必要となります。地方農政局までご提出ください。

### 原料としたジビエの量について

- 令和6年度(令和6年4月～令和7年3月)の1年間の状況についてお答えください。
- ジビエの量には、肉以外の内臓や骨も含まれます。
- 詳細の数量が不明な場合はおおよその数量で構いません。
- 10,000kg(10t)以上の場合は、具体的な量をカッコ内に記載してください。

### 仕入先について

- 令和6年度(令和6年4月～令和7年3月)の1年間の状況についてお答えください。
- 「①食肉処理施設」は、食肉処理業の営業許可を有している処理施設から仕入れている場合が該当します。  
※自社の社員または契約ハンター等が捕獲した個体を自社の食肉処理施設(食肉処理業の営業許可有)で解体処理し、ペットフードの原料としている場合も①を選択してください。
- 「②ペットフード用解体処理施設」は、解体処理は自ら行っていない場合で、食肉処理施設以外でペットフード用にシカやイノシシ等を解体している施設から仕入れている場合が該当します。
- 「③狩猟者(ハンター)」は、解体処理は自ら行っていない場合で、狩猟者(ハンター)が解体したものを仕入れている場合が該当します。
- 「④自ら解体処理」は、自ら解体処理からペットフード製造まで一貫して行っている場合で、食肉処理業の営業許可を有さない場合が該当します。

ここからは、問2-1で「これまでに製造したペットフードの原料にジビエ(シカ、イノシシ等)を使用したことがある」と回答した方にお聞きします。

問3 ペットフードの原料に使用しているジビエの種類として、あてはまるものすべてに「○」を記入してください。

- |       |         |          |
|-------|---------|----------|
| 1. シカ | 2. イノシシ | 3. その他鳥獣 |
|-------|---------|----------|

問4 令和6年度(令和6年4月～令和7年3月)の1年間で販売したペットフードの原料となったジビエの量について、あてはまる区分1つに「○」を記入してください。

- |                             |                     |                      |
|-----------------------------|---------------------|----------------------|
| 1. ジビエ原料の使用なし               | 2. 100kg 未満         | 3. 100～300kg 未満      |
| 4. 300～500kg 未満             | 5. 500～1,000kg 未満   | 6. 1,000～1,500kg 未満  |
| 7. 1,500～3,000kg 未満         | 8. 3,000～5,000kg 未満 | 9. 5,000～10,000kg 未満 |
| 10. 10,000kg 以上 → (具体的に kg) |                     |                      |

2～10と回答した方は問5へ、「1. ジビエ原料の使用なし」と回答した方は、問6にお進みください。

問5 令和6年度の1年間でペットフードの原料となったジビエはどこから仕入れましたか。  
あてはまるものすべてに「○」を記入してください。

- |                                  |
|----------------------------------|
| 1. 食肉処理施設 → (仕入れたジビエ原料全体の割合 %程度) |
| 2. ペットフード用解体処理施設                 |
| 3. 狩猟者(ハンター)                     |
| 4. 自ら解体処理(狩猟者(ハンター)以外)           |
| 5. その他 → (具体的な仕入先 )              |

問6 ペットフードの原料としてジビエを使用する場合に行っている安全対策について、あてはまるものすべてに「○」を記入してください。

- |                                           |
|-------------------------------------------|
| 1. 原料の受入れ時に原料の異常(臭い、変色や汚れ、病変や寄生虫)を目視により確認 |
| 2. 製造時には肉の中心部まで十分に加熱                      |
| 3. 原料と最終製品が出会うことがないようにエリアを分ける             |
| 4. 金属探知機で原料の異物(銃弾等)の有無を確認                 |
| 5. 金属探知機で最終製品の異物の有無を確認                    |
| 6. 原料と最終製品に対する微生物の検査                      |

以上で終了です。  
ご協力いただき、誠にありがとうございました。